

の動 度異 年事 1人 3織 成組 平町



今年度もよりよい行政サービスを目指します

■平成31年4月1日付け町組織 人事異動

- 総務課
 - ▼総務課長・一圓秋男（企画課長）
 - ▼行政係長・高原貞典（税務課徴収係長）、同係・本田奈美子（新規採用）
 - ▼財務係・澤田瑠聖（住民生活課）
 - ▼庶務係・石井真奈美（新規採用）
- 企画課
 - ▼企画課長・北野太（福祉課長）
 - ▼企画政策係・塚本滉大（新規採用）
- 地域振興課
 - ▼地域振興課長補佐・村上朱美（県から派遣）
 - ▼地域振興係・橋本風花（新規採用）
 - ▼商工観光係長・吉川英徳（総務課付）

●税務課

- ▼税務課長・古閑敦（会計管理者兼会計課長兼会計係長事務取扱）
- ▼固定資産税係・山田秀和（新規採用）、小堀龍聖（新規採用）
- ▼住民税係・鋤野耕介（新規採用）
- ▼徴収係長・奥名雄吉（総務課行政係長）
- 住民生活課
 - ▼住民生活課長・井上理恵（同課保険係長）
 - ▼住民係・佐藤竜也（総合保健福祉センター）、石橋拓也（税務課）
 - ▼保険係長・池田りか（地域振興課）、同係・村上香織（総務課）、山下袈貴（新規採用）

●総合保健福祉センター

- ▼総合保健福祉センター所長・奥村伸二（住民生活課長）
- ▼総合保健福祉センター係長・木村真澄（同センター同係）、同係・荒井健吾（総務課）、瀬崎由佳（新規採用）

●福祉課

- ▼福祉課長・福島明広（議会事務局長）
- ▼子ども・障がい福祉係・小山美伸（新規採用）

●環境衛生課

- ▼水道係長・前田大樹（同課同係）、同係・川端励志（農政課審議員）、松岡陸（社会教育課）

●建設課

- ▼建設課長補佐〔兼住宅係長事務取扱〕・八岡利洋（県から派遣）
- ▼建設係・吉永巧（農政課）

●農政課

- ▼農政課長・井上幸介（税務課長）
- ▼経営係・伊豆野加奈子（福祉課）
- ▼整備係・渡邊哲司（任期付）
- ▼農地係長〔兼農業委員会事務局〕・古田昭憲（環境衛生課水道係長）

●会計課

- ▼会計管理者〔兼会計課長兼会計係長事務取扱〕・山本洋子（学校教育課学校教育係長）
- 議事事務局
- ▼議事事務局長・岡本幹春（農政課長）

●学校教育課

- ▼学校教育係長・田上大助（建設課住宅係長）、同係・眞下妙子（新規採用）
- 社会教育課
- ▼社会教育課審議員〔兼社会教育係長事務取扱〕・仲原琴美（同課同係長）
- ▼社会体育係長・内田健司（地域振興課商工観光係長）、同係・郷史嘉（総務課）、梅本裕也（税務課）

■出向・派遣

- 御船町甲佐町衛生施設組合
- ▼事務局長・後藤喜治（社会教育課社会体育係長）
- 県商工観光労働部新産業振興局産業支援課へ派遣・本田城光（農政課）、県企画振興部地域・文化振興局地域振興課へ派遣・池田三奈（住民生活課）
- ※（かっこ）内は旧職または旧所属先

■平成31年4月1日付け中長期的派遣職員併任辞令

熊本地震の発生に伴い、町では平成28年度から震災復興のため、県内外から多数の派遣職員の方にご支援をいただいています。

●建設課

- ▼建設係・奥園達也（鹿児島県薩摩川内市・任期更新）、川畑雅彦（同県鹿児島市）、本田聖（同県鹿児島市）、西健一（同県鹿児島市）
- ▼住宅係・野付祐司（同県出水市・任期更新）
- ※（かっこ）内は派遣元

●お問い合わせ先

町総務課
096・234・1140
（内線221）

国民健康保険

国保税の賦課限度額と
軽減判定所得の改正

詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

※後期支援分、介護分については変更ありません。

●改正後の軽減判定所得

- ・7割軽減
前年の所得が基礎控除33万円以下の世帯（変更ありません）
- ・5割軽減
前年の所得が基礎控除33万円＋28万円（2018年度は27・5万円）×被保険者数以下の世帯

■国保税の賦課限度額と軽減判定所得が改正されました

国民健康保険税には上限が設けられており、所得が多い世帯でも賦課限度額までしか賦課されません。また、国民健康保険被保険者の前年の所得と被保険者数によって均等割（世帯の被保険者数に応じて計算）と平等割（1世帯当たりで計算）が軽減される措置があります。

この2点の措置について、2019年度から次のように改正されました。

●改正後の賦課限度額

- ・医療分
61万円（2018年度は58万円）

・2割軽減

前年の所得が基礎控除33万円＋51万円（2018年度は50万円）

×被保険者数以下の世帯

※被保険者数は、同世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移した方も含まれます。

例えば、世帯内の被保険者数が3人で国保加入者の所得の合計が116万円の世帯の場合、2018年度は2割軽減世帯に該当しますが、2019年度は5割軽減世帯に該当します。

2019年度国保税の税額については、6月中旬に税務課から発送する納税通知でご確認ください。

▼国保税のお問い合わせ先

- 町税務課
☎096・234・1112
(内線115)

国民年金

■国民年金への加入手続きが必要で

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。また、勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方や収入が増加したこと、扶養から外れた配偶者の方も、国民年金への切り替え手続きが必要です。このほか、20歳になられた学生の方も届出が必要です。

■国民年金保険料について

平成31年度国民年金保険料は、16,410円（月額）です。

この定額料に、毎月400円の付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます（※付加年金の加入には、申請が必要です）。また、2年分、1年分、6カ月分をまとめて前払いする前納制度があります。前納すると、割引が適用されるのでお得です。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料を納めないと、万が一の

ときに、障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

■学生納付特例制度

学生の方は、所得が一般的に少ないため、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

未納のままにしておくと、老後の受け取りだけでなく、万が一がや病気などで障害が残ったときに、保障が受けられない場合がありますので、納付ができない方は、学生納付特例制度の申請をしておきましょう。承認期間は、4月から翌年3月までで、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

ただし、特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されますが、金額は反映されません。10年以内であれば、さかのぼって納付できる追納制度がありますので、将来受け取る年金額を増やすために、追納をお勧めします。申請には、学生証または在学証明書が必要です。

▼お問い合わせ先

- 熊本東年金事務所
☎096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)